



大津市公報

令和4年4月1日
号外(第25号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 企 業 局 公 告

公共下水道事業受益者負担金の令和4年度の賦課対象区域に関する公告…………… 1

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告…………… 2

企 業 局 公 告

公共下水道事業受益者負担金の令和4年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の令和4年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

令和4年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

負担区の名称	賦課対象区域
小松負担区	北小松の一部、南小松の一部、北比良の一部、南比良の一部
木戸負担区	大物の一部、木戸の一部、八屋戸の一部
和邇負担区	和邇北浜の一部、和邇高城の一部、和邇中の一部、和邇今宿の一部、水明一丁目の一部(35街区の一部)、湖青二丁目の一部(20街区の一部)
湖西負担区	伊香立北在地町の一部、伊香立下在地町の一部、伊香立南庄町の一部、真野一丁目の一部(27街区の一部、48街区の一部)、真野四丁目の一部(9街区の一部、11街区の一部)、真野普門一丁目の一部(6街区の一部)、堅田一丁目の一部(4街区の一部、12街区の一部、15街区の一部、16街区の一部)、本堅田二丁目の一部(9街区の一部)、本堅田三丁目の一部(18街区の一部)、本堅田四丁目の一部(9街区の一部、12街区の一部)、本堅田五丁目の一部(2街区の一部、7街区の一部)、本堅田六丁目の一部(14街区の一部、16街区の一部、21街区の一部)、衣川一丁目の一部(14街区の一部、16街区の一部、21街区の一部、27街区の一部)、衣川二丁目の一部(33街区の一部)、今堅田一丁目の一部(7街区の一部)、今堅田二丁目の一部(8街区の一部、31街区の一部、34街区の一部)、仰木二丁目の一部(28街区の一部)、仰木の里七丁目の一部(26街区の一部)、仰木の里東二丁目の一部(18街区の一部)、仰木の里東八丁目の一部(12街区の一部、16街区の一部)、雄琴三丁目の一部(33街区の一部)、雄琴四丁目の一部(3街区の一部)、雄琴五丁目の一部(12街区の一部)、苗鹿二丁目の一部(37街区の一部)、坂本一丁目の一部(25街区の一部)、坂本二丁目の一部(4街区の一部、12街区の一部、13街区の一部)、坂本三丁目の一部(22街区の一部、26街区の一部)、坂本五丁目の一部(8街区の一部、14街区の一部)、坂本六丁目の一部(22街区の一部、29街区の一部)、坂本七丁目の一部(4街区の一部、33街区の一部)、日吉台二丁目の一部(7街区の一部)、下阪本一丁目の一部(3街区の一部、13街区の一部、14街区の一部、16街区の一部)、下阪本三丁目の一部(12街区の一部)、下阪本四丁目の一部(18街区の一部)、下阪本五丁目の一部(19街区の一部)、下阪本六丁目の一部(21街区の一部、24街区の一部、26街区の一部、34街区の一部、36街区の一部)、比叡辻一丁目の一部(21街区の一部、22街区の一部)、比叡辻二丁目の一部(17街区の一部)、木の岡町の一部(41街区の一部)、穴太一丁目の一部(15街区の一部)、穴太二丁目の一部(10街区の一部)、弥生町の一部(15街区の一部)、唐崎一丁目の一部(16街区の一部)、唐崎三丁目の一部(23街区の一部)、唐崎四丁目の一部(6街区の一部、10街区の一部)、滋賀里一丁目の一部(28街区の一部)、滋賀里四丁目の一部(1街区の一部、2街区の一部、5街区の一部)、蓮池町の一部(2街区の一

	部)、見世一丁目の一部(15街区の一部)、見世二丁目の一部(5街区の一部)、際川二丁目の一部(23街区の一部)
皇子山負担区	南志賀一丁目の一部(5街区の一部)、南志賀三丁目の一部(14街区の一部、20街区の一部、21街区の一部)、南志賀四丁目の一部(7街区の一部)、勸学一丁目の一部(15街区)、勸学二丁目の一部(1街区の一部、10街区、11街区の一部)、柳川二丁目の一部(8街区の一部)、鏡が浜の一部(14街区の一部、19街区の一部)、桜野町一丁目の一部(2街区の一部、20街区の一部)、桜野町二丁目の一部(12街区の一部)、松山町の一部(7街区の一部)、比叡平一丁目の一部(1街区の一部、20街区の一部、37街区の一部)、比叡平二丁目の一部(41街区の一部)、比叡平三丁目の一部(1街区の一部、23街区の一部、35街区の一部)
藤尾負担区	横木二丁目の一部(2街区の一部)、茶戸町の一部(21街区の一部)
晴嵐・山手負担区	本宮一丁目の一部(2街区の一部)、竜が丘の一部(27街区の一部)、湖城が丘の一部(14街区の一部)、秋葉台の一部(26街区の一部、28街区の一部、29街区の一部)、国分一丁目の一部(22街区の一部、28街区の一部、29街区の一部、35街区の一部)
湖南負担区	石山寺四丁目の一部(13街区の一部)、赤尾町の一部(13街区の一部)、南郷二丁目の一部(43街区の一部)、南郷四丁目の一部(19街区の一部)、大石龍門五丁目の一部(2街区の一部、5街区の一部)、大石東一丁目の一部(5街区の一部)、大石東三丁目の一部(9街区の一部)、大石東六丁目の一部(10街区の一部)、稲津一丁目の一部(1街区の一部、3街区の一部)、関津四丁目の一部(4街区の一部、10街区の一部)、平野二丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、上田上中野町の一部、瀬田三丁目の一部(5街区の一部、9街区の一部、10街区の一部)、瀬田五丁目の一部(1街区の一部、住居表示が実施されていない区域の一部)、玉野浦の一部(1街区の一部)、大江一丁目の一部(5街区の一部、35街区の一部)、大江二丁目の一部(3街区の一部、30街区の一部)、大江三丁目の一部(33街区の一部)、大江五丁目の一部(32街区の一部)、大江六丁目の一部(2街区の一部、35街区の一部、41街区の一部)、大江七丁目の一部(15街区の一部)、大萱一丁目の一部(15街区の一部)、大萱三丁目の一部(3街区の一部、5街区の一部)、大萱五丁目の一部(16街区、19街区の一部)、大將軍一丁目の一部(5街区の一部、17街区の一部)、大將軍二丁目の一部(1街区の一部)、一里山一丁目の一部(7街区の一部)、一里山五丁目の一部(4街区の一部)、月輪三丁目の一部(3街区の一部、43街区の一部)

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、令和4年4月1日から同月15日まで大津市企業局施設部下水道施設課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和4年4月1日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - 北小松の一部、大物の一部、和邇北浜の一部、伊香立北在地町の一部、堅田一丁目の一部(4街区の一部、15街区の一部)、衣川一丁目の一部(27街区の一部)、今堅田二丁目の一部(31街区の一部、34街区の一部)、仰木二丁目の一部(28街区の一部)、雄琴四丁目の一部(3街区の一部)、雄琴五丁目の一部(12街区の一部)、坂本二丁目の一部(4街区の一部)、坂本六丁目の一部(29街区の一部)、坂本七丁目(4街区の一部)、下阪本一丁目の一部(14街区の一部、16街区の一部)、下阪本三丁目の一部(12街区の一部)、下阪本五丁目の一部(11街区の一部、19街区の一部)、下阪本六丁目の一部(21街区の一部、36街区の一部)、穴太二丁目の一部(20街区の一部)、弥生町の一部(15街区の一部)、唐崎一丁目の一部(16街区の

一部)、唐崎三丁目の一部(23街区の一部)、滋賀里四丁目の一部(1街区の一部、2街区の一部、5街区の一部)、蓮池町の一部(2街区の一部)、見世二丁目の一部(5街区の一部)

(2) 南志賀三丁目の一部(14街区の一部)、勸学一丁目の一部(15街区の一部)、勸学二丁目の一部(10街区の一部、11街区の一部)、柳川二丁目の一部(8街区の一部)、鏡が浜の一部(14街区の一部)、桜野町一丁目の一部(20街区の一部)、湖城が丘の一部(14街区の一部)、国分一丁目の一部(22街区の一部、28街区の一部、29街区の一部、35街区の一部)

(3) 赤尾町の一部(13街区の一部)、関津四丁目の一部(4街区の一部、10街区の一部)、平野二丁目的一部分(住居表示が実施されていない区域の一部)、上田上中野町の一部、瀬田三丁目的一部分(5街区の一部、9街区の一部)、玉野浦的一部分(1街区の一部)、大江一丁目的一部分(5街区の一部、35街区の一部)、大江二丁目的一部分(3街区の一部、30街区の一部)、大江七丁目的一部分(14街区の一部、15街区の一部、16街区の一部)、大萱五丁目的一部分(16街区、17街区の一部、19街区の一部)、大將軍一丁目的一部分(5街区の一部)、一里山一丁目的一部分(7街区の一部)

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
04-01-5059-01	北小松	北小松
04-01-5059-02	北小松	北小松
04-01-5059-03	北小松	北小松
04-01-5059-04	北小松	北小松
04-01-5055-01	大物	大物
04-01-5055-02	大物	大物
04-01-5055-03	大物	大物
04-01-5055-04	大物	大物
04-05-5036-01	和邇北浜	和邇北浜
04-05-5036-02	和邇北浜	和邇北浜
04-13-1204-01	伊香立北在地町	伊香立北在地町
04-18-1411-01	堅田一丁目	堅田一丁目
04-18-1411-02	堅田一丁目	堅田一丁目
04-18-1431-01	衣川一丁目	衣川一丁目
04-14-1442-01	今堅田二丁目	今堅田二丁目
04-14-1442-02	今堅田二丁目	今堅田二丁目
04-14-1442-03	今堅田二丁目	今堅田二丁目
04-16-1512-01	仰木二丁目	仰木二丁目
04-19-2114-01	雄琴四丁目	雄琴四丁目
04-21-2115-01	雄琴五丁目	雄琴五丁目
04-21-2115-02	雄琴五丁目	雄琴五丁目
04-27-2252-01	坂本二丁目	坂本二丁目
04-27-2256-01	坂本六丁目	坂本六丁目
04-27-2257-01	坂本七丁目	坂本七丁目
04-27-2331-01	下阪本一丁目	下阪本一丁目
04-27-2331-02	下阪本一丁目	下阪本一丁目
04-27-2333-01	下阪本三丁目	下阪本三丁目
04-27-2335-01	下阪本五丁目	下阪本五丁目
04-27-2336-01	下阪本六丁目	下阪本六丁目
04-27-2336-02	下阪本六丁目	下阪本六丁目
04-27-2336-03	下阪本六丁目	下阪本六丁目
04-27-2320-01	弥生町	弥生町
04-27-2311-01	唐崎一丁目	唐崎一丁目
04-27-2313-01	唐崎三丁目	唐崎三丁目
04-27-2420-01	滋賀里四丁目	滋賀里四丁目
04-27-2420-02	滋賀里四丁目	滋賀里四丁目
04-27-2420-03	滋賀里四丁目	滋賀里四丁目
04-27-2420-04	滋賀里四丁目	滋賀里四丁目

04-27-2433-01	蓮池町	蓮池町
04-27-2422-01	見世二丁目	見世二丁目
04-27-2422-02	見世二丁目	見世二丁目
04-28-2414-01	南志賀三丁目	南志賀三丁目
04-28-2423-01	勸学一丁目	勸学一丁目
04-28-2423-02	勸学一丁目	勸学二丁目
04-28-2424-01	勸学二丁目	勸学二丁目
04-28-2424-02	勸学二丁目	勸学二丁目
04-28-2426-01	柳川二丁目	柳川二丁目
04-28-2427-01	鏡が浜	鏡が浜
04-28-2404-01	桜野町一丁目	桜野町一丁目
04-30-3015-01	湖城が丘	湖城が丘
04-31-3117-01	国分一丁目	国分一丁目
04-31-3117-02	国分一丁目	国分一丁目
04-31-3117-03	国分一丁目	国分一丁目
04-31-3117-04	国分一丁目	国分一丁目
04-31-3117-05	国分一丁目	国分一丁目
04-35-3203-01	赤尾町	赤尾町
04-32-3454-01	関津四丁目	関津四丁目
04-51-4142-01	平野二丁目	松が丘七丁目
04-50-4105-01	上田上中野町	瀬田月輪町
04-39-4213-01	瀬田三丁目	瀬田三丁目
04-39-4213-02	瀬田三丁目	瀬田三丁目
04-39-4213-03	瀬田三丁目	瀬田三丁目
04-46-4230-01	玉野浦	玉野浦
04-45-4231-01	大江一丁目	大江一丁目
04-47-4231-01	大江一丁目	大江一丁目
04-44-4232-01	大江二丁目	大江二丁目
04-44-4232-02	大江二丁目	大江二丁目
04-47-4237-01	大江七丁目	一里山五丁目
04-47-4237-02	大江七丁目	大江七丁目
04-47-4237-03	大江七丁目	大江七丁目
04-47-4237-04	大江七丁目	大江七丁目
04-50-4243-01	大萱三丁目	大萱三丁目
04-47-4245-01	大萱五丁目	大萱五丁目
04-47-4245-02	大萱五丁目	大萱五丁目
04-47-4245-03	大萱五丁目	大萱五丁目
04-47-4245-04	大萱五丁目	大萱五丁目
04-47-4245-05	大萱五丁目	大萱五丁目
04-50-4249-01	大將軍一丁目	大將軍一丁目
04-50-4252-01	一里山一丁目	一里山一丁目

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 第2項第1号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 大津市苗鹿三丁目1番1号
名称 湖西浄化センター
- (2) 第2項第2号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 大津市由美浜1番1号
名称 大津終末処理場
- (3) 第2項第3号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 草津市矢橋町2108番地
名称 湖南中部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式